

○農林水産省告示第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(廃棄消毒等処分の基準)</p> <p>第三条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法第九条第二項の規定による処分は、次の各号に掲げる基準により行う。</p> <p>一 法第六条第二項の規定に違反して輸入された検疫指定物品(法第六条第一項及び第二項の検査証明書若しくはその写しに必要な事項が記載されている又は検査証明書若しくはその写しに記載されるべき事項が規則第五条の二に掲げる国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されているものの、法第六条第二項の基準に適合していないと認められる場合に限る。)にあつては、当該荷口の全部又は一部の消毒又は焼却</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(廃棄消毒等処分の基準)</p> <p>第三条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法第九条第二項の規定による処分は、次の各号に掲げる基準により行う。</p> <p>一 法第六条第二項の規定に違反して輸入された検疫指定物品(法第六条第一項及び第二項の検査証明書又はその写しに必要な事項が記載されているものの、同条第二項の基準に適合していないと認められる場合に限る。)にあつては、当該荷口の全部又は一部の消毒又は焼却</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>

附 則

この告示は、令和八年三月〇日から施行する。